

昭和四十三年八月十日受領
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質五九第四号

昭和四十三年八月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 石井光次郎 殿

衆議院議員春日一幸君提出落花生の保護関税採用と輸入自由化等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員春日一幸君提出落花生の保護関税採用と輸入自由化等に関する質問に対する答弁書

落花生は、関東、東海、南九州の畑作地帯における重要な商品作物であり、かつ、内外価格差が大幅であるため、国内生産保護の見地から輸入割当制度を採用しているものである。

輸入割当数量については、需給計画に基づいて、需要をみただけの十分な数量を確保するとともに需給関係の変動に応じて追加割当の措置を講ずるよう努めているが、四十二年産落花生については、国内産落花生の生産が当初見込数量を下回り、輸入割当数量を増枠したにもかかわらず、大粒種の主要な輸出国である中共の国内事情のために、中共からの輸入が増加できず、国内価格の高騰に至ったものである。

従つて、最近の価格の高騰は、輸入方式に起因するものではないと考えるが、今後とも国内流

通事情および海外の輸出余力等も勘案しつつ、その適切な運用を期してまいりたい。

なお、落花生の自由化については、当面の内外の需給動向および価格事情を考慮すると、国内産の保護のためには、現状ではこれを行なうことは困難であると考えられる。また、関税率については、このような自由化の見込み等を勘案しつつ、今後さらに検討いたしたい所存である。

右答弁する。